

## 恵庭市産後子育てサポート事業の概要について

### 1. 目的

産後間もない子育て家庭において強い不安や孤立感等を抱える養育者への支援を行うことで、精神的及び肉体的負担を軽減し、もって子育て環境の確保につなげることを目的とする。

### 2. 事業内容

市内で母乳育児相談を実施している助産師による専門的相談・指導のための費用助成として、対象者からの申請により利用券の交付を行う。

### 3. 対象

恵庭市内に住所を有する生後12ヶ月までの乳児のいる世帯のうち、前年度分市町村民税所得割額125,800円未満の世帯

※H28年4月2日以降の出生児を対象。

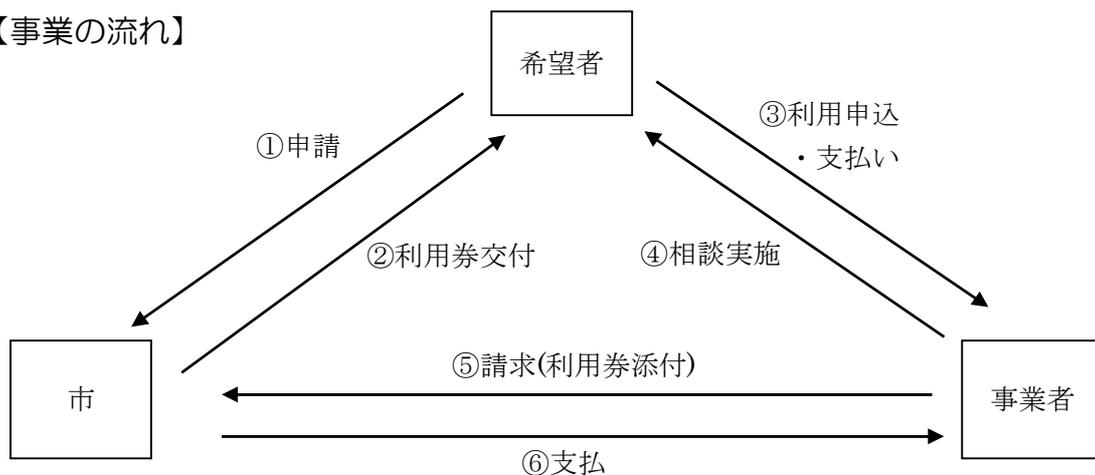
### 4. 実施方法

保健センターでの母子手帳交付の際に「恵庭市産後子育てサポート事業」のPRパンフレットを配布し、事業の周知を行う。

希望者は出産後、必要に応じて申請し、審査の上、利用券5,000円分（1,000円券×5枚）の交付を受けた後、事業者へ利用申込を行い、相談・指導を受ける。

事業を行った事業者は、回収した利用券を添付し、市へ所要額の請求を行い、市は事業者へ支払う。

#### 【事業の流れ】



### 5. 事業開始予定日 平成28年4月1日